

Erasmus+による教員及び職員派遣 選考要領

令和6年10月24日

国際交流推進センター

Erasmus+による教員及び職員の派遣の選考は、提出された選考申込書について、以下のとおり行う。

1 選考方法

選考申込書に基づき、国際交流推進センター運営委員会に置く審査会において書面審査を実施する。また、必要に応じて、選考期間中に追加資料の提出を求めることがある。

2 評価方法

評価は、下記の評価項目ごとに絶対評価基準による審査を行い、審査会の各委員が各々評価した採点結果の合計を平均したものを申請者の得点とし、原則として、最も得点の高い申請者を選考するものとする。

ただし、個別評価項目における得点が著しく低いものがある場合及び本学の国際戦略上、別途検討の必要があると判断した場合は、再度、必要な審査を行い決定する。

（評価項目）

選考は、Erasmus+の目的を踏まえ、以下の基準にて行う。

（1）教員について

- ・申請理由が当該教員を派遣する合理的なものとなっているか。
- ・教育計画（教育以外の交流を含む。）が本学と派遣先大学間との良好な関係の構築に十分なものとなっているか。
- ・研究計画が今後の本学と派遣先大学間における共同研究等への発展可能性があるものとなっているか。

（2）職員について

- ・申請理由が当該職員を派遣する合理的なものとなっており、本学と派遣先大学間との良好な関係の構築が伺えるものとなっているか。

- ・推薦理由が当該職員を派遣する合理的なものとなっているか。

(評価基準)

① 語学レベルについて、以下の通り評価を行う。

- ・ CEFR B2 以上もしくは CEFR B2 に相当する場合 = ○
- ・ CEFR B1 以下 = ×

② ①で語学レベルを満たしている者について、以下の評価基準により 5 段階評価を行う。基準点は「2 (標準的である)」とし、「1」を付す場合は、審査委員は必ずその理由を添えることとする。

- ・ 特筆すべき = 5 点
- ・ 優れている = 4 点
- ・ やや優れている = 3 点
- ・ 標準的である = 2 点
- ・ 派遣する水準にない = 1 点

3 その他

(1) 審査員は、以下の事項を遵守すること。

- ① 審査員自身が申請者である場合又は推薦者である場合は、学術研究部研究推進課国際企画室にその旨を申し出ることとし、当該事業の審査に加わることができないこととする。
- ② 審査員は、審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはならない。また、審査員として取得した情報は、厳重に管理しなければならない。
- ③ 審査員は、申請者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は、必ずそのことを報告するものとする。

(2) 審査の経過等の詳細については、原則として開示しないこととする。